

提供日 2022/03/29  
 タイトル 令和2年度障害者虐待の状況等に関する調査結果  
 担当 健康福祉部 障害者支援局障害者政策課  
 連絡先 障害者政策班  
 TEL 054-221-2352



Shizuoka Prefecture

## 令和2年度障害者虐待の状況等に関する調査結果

厚生労働省が実施した「令和2年度の障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（障害者虐待防止法）に基づく対応状況等に関する調査」について、本県分の調査結果がまとまりましたので公表します。

なお、使用者虐待の件数については、静岡労働局では、公表していない。

### 1 調査結果の全体

- 令和2年度に県内市町や県で受け付けた相談・通報件数159件のうち、虐待と判断された件数は46件で、前年度から17件減少した。
- 内訳は、家族等の養護者による虐待が33件で、前年度から22件減少し、障害者福祉施設従事者等による虐待が13件で、前年度から5件増加した。

区 分	養護者による虐待		障害者福祉施設従事者等による虐待		合 計	
	相談・通報件数		相談・通報件数		相談・通報件数	
		うち虐待と判断された件数		うち虐待と判断された件数		うち虐待と判断された件数
R2年度	99件	33件	60件	13件	159件	46件
R元年度	129件	55件	59件	8件	188件	63件
増 減	▲30件	▲22件	1件	5件	▲29件	▲17件

### 2 養護者による虐待

#### (1) 虐待の種別

「身体的虐待」が21件と最も多く、全体の48%を占め、次いで「放棄・放置」と経済的虐待」が8件となっている。

	身体的虐待	性的虐待	心理的虐待	放棄 放置	経済的虐待	合 計
件 数	21件	2件	5件	8件	8件	44件
割 合	48%	5%	11%	18%	18%	100%

※1件の事案に対し種別が重複している場合があるため、合計は虐待件数と一致しない

#### (2) 虐待者の続柄

「父」が12件と最も多く、次いで「母」と「兄弟姉妹」がそれぞれ7件となっている。

	父	母	配偶者	子	兄弟姉妹	その他	合 計
件 数	12件	7件	3件	1件	7件	6件	36件
割 合	33%	19%	8%	3%	20%	17%	100%

※1件の事案に対し複数の虐待者がいる場合があるため、合計は虐待件数と一致しない

#### (3) 虐待事案に対する対応（市町）

虐待事案33件のうち、「虐待者からの分離」は18件となっている。

	分離	分離以外				分離以外
		契約による障害福祉サービスの利用	身体障害者福祉法または知的障害者福祉法に基づくやむを得ない事由等による措置	医療機関への一時入院	その他	
件数	18件	11件	4件	1件	2件	15件
割合	55%	(61%)	(22%)	(6%)	(11%)	45%

### 3 障害者福祉施設従事者等による虐待

#### (1) 虐待の種別

「身体的虐待」が12件と最も多く、次いで「心理的虐待」4件となっている。

	身体的虐待	性的虐待	心理的虐待	放棄放置	経済的虐待	合計
件数	12件	1件	4件	0件	0件	17件
割合	71%	6%	23%	0%	0%	100%

※1件の事案に対し種別が重複している場合があるため、合計は虐待件数と一致しない

#### (2) 虐待があった障害者福祉施設等の種別

「共同生活援助」が5件と最も多く、次いで「生活介護」が3件となっている。

	障害者支援施設	療養介護	生活介護	共同生活援助	放課後デイサービス	合計
件数	2件	1件	3件	5件	2件	13件
割合	15%	8%	23%	39%	15%	100%

#### (3) 虐待者の職種

「生活支援員」が8件と最も多く、次いで「世話人」の3件となっている。

	管理者	サービス管理責任者	児童発達管理責任者	生活支援員	保育士	看護職員	世話人	その他	合計
件数	1件	1件	1件	8件	1件	1件	3件	2件	18件
割合	5.6%	5.6%	5.6%	44.4%	5.6%	5.6%	16.6%	11.0%	100%

#### (4) 県及び市町が講じた措置等

虐待事案への対応は、市町による「施設等に対する指導」が16件、「改善計画提出依頼」が7件でした。それ以外に事業所指定権限を有する県又は政令市が行った「報告徴収、立入検査等」が3件、「改善勧告」が1件でした。

区分	内容	件数
市町による指導等	施設等に対する指導	16件
	施設等からの改善計画の提出依頼	7件
県及び政令市による権限の行使	報告徴収、立入検査等	3件
	改善勧告	1件
	指定の効力の全部又は一部停止	0件

※1件の事案に対して、複数の措置が講じられている場合がある。

※報告徴収、改善勧告等は、障害者総合支援法又は児童福祉法に基づく権限行使。

### 4 県の虐待防止に係る取組

#### (1) 相談窓口の周知

障害者虐待の相談・通報に応じる、市町及び県の障害者虐待防止センターの相談窓口等について、周知・啓発を図る。

#### (2) 障害者虐待防止・権利擁護研修会の実施

障害福祉サービス事業所の管理者や従事者を対象とした「障害者虐待防止・権利擁護研修」を実施。令和3年度は、オンラインを活用し、例年より受講定員を拡充

#### (3) 障害者虐待防止センターの相談体制の強化

市町や障害者虐待防止センター職員を対象とした研修を実施し、困難ケースへの対応方法や先進的な取組の共有等を通じて、相談体制を強化

#### (4) 障害者虐待防止センターと障害者差別解消相談窓口との連携

障害者差別の事案の情報共有による虐待の早期発見・早期対応

	障害者虐待防止センター	静岡県障害者差別解消相談窓口
相談窓口	<県庁障害者政策課> ・電話 054-221-2352 ・FAX 054-221-3267 ・E-mail shougai-seisaku@pref.shizuoka.lg.jp <各市町障害担当課>	静岡県総合社会福祉会館 (シズウエル) 4階 ・電話 054-252-9800 ・FAX 054-252-0016 ・E-mail soudan-csw@yr.tnc.ne.jp (運営：静岡県社会福祉士会)